

第三次大阪府子どもの貧困対策計画 概要版

I 計画策定の趣旨

- 全ての子どもたちが、生まれ育った環境に関わらず、同じスタートラインに立って夢や希望を持ち、将来をめざすことができる社会を実現するため、子どもの貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決していくことが必要。
R6.6 に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が制定されており、府としては、これまでの計画の理念を踏襲しつつ、現在の子どもの貧困を取り巻く状況を踏まえ、子どもの貧困の解消に向けて取組みをいっそう充実していく。

II 子どもの貧困を取り巻く課題 ※子どもの生活に関する実態調査結果(今回 R5 調査、前回 H28 調査)より

- ▶ 世帯可処分所得の中央値や家計状況は前回より改善しているが、困窮世帯では子どもに回す余裕まで至っていない。 ▶ 常勤・正規職員の母親の割合は増加。一方、困窮度Ⅰ世帯に占める母子世帯の割合、母子世帯の非正規雇用率とも、依然として高い。
- ▶ 困窮世帯の子どもほど、おうちの大人の人と文化活動に行っていない。習いごとの割合でも前回より差が広がっている。 ▶ 支援制度を利用したことがない人のうち、制度の対象である可能性が高い層においても、対象外だと思っている割合が高い状況にある。
- ▶ 困窮世帯ほど、授業以外の勉強時間が少なく、学習理解度も低い傾向があり、大学進学希望の割合が減っている。 ▶ 「おうちのこと」に関する悩みは、他と比べて、親に相談する割合が低い。困窮世帯の保護者は、相談できる相手がいない、という割合が高い。
- ▶ 子どもの居場所について、困窮世帯と中央値以上の世帯における居場所の利用状況に大きな差はみられず、支援が必要な世帯の利用が十分ではない状況。居場所を利用しない理由としては、どこにあるか知らないからという回答が多い。

III 計画の基本理念・推進にあたっての基本的な考え方

1. 基本理念
子どもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの現在の貧困を解消するとともに、将来の貧困を防ぐことを旨として推進
2. 基本的な考え方
(1) 総合的な取組の推進：子どもの貧困の背景にある複合的な要因を捉え、総合的な取組を行うことで適切に支援
(2) 支援が必要な人への情報発信と伝達：情報発信と伝達の工夫、支援を受けることに躊躇うことのない環境づくり

IV 子どもの貧困対策計画における方向性

- (1) 学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子ども(保護者)を支援につなぐスキーム
(2) 子どもの居場所づくりへの支援
(3) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成
(4) 市町村との連携強化・地域の実情把握
(5) 関連施策との一体的な推進

V 具体的取組

1.困窮している世帯を経済的に支援します 困窮世帯やひとり親世帯に対し、経済的支援や就労支援を実施 ・困窮世帯（ひとり親世帯含む）への支援 経済的支援（生活保護制度、児童扶養手当等）や、就労支援（生活困窮者自立支援制度、母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等） ・子どもの養育・教育にかかる経済的支援 児童手当の支給、福祉医療助成、幼児教育・保育の無償化 等	2.学びを支える環境づくりを支援します 家庭の経済状況にかかわらず、子どもが学ぶことができる環境を整備 ・学びのための経済的支援（就学援助制度、私立高等学校等授業料支援補助事業、大阪公立大学等授業料等支援事業、高等学校等奨学給付金事業等） ・学校や幼稚園等における学びを支える環境づくり（スクールソーシャルワーカー等を活用した支援体制の強化、幼児教育理解推進事業等） ・地域や家庭等における学びを支える環境づくり（生活困窮者自立支援事業における子どもの学習・生活支援事業等）	3.子どもたちが孤立しないように支援します 必要な支援が届くよう、子どもの居場所の整備や相談体制を充実 ・地域において子どもを見守る体制の充実（要保護児童対策地域協議会、公民連携による子ども食堂ネットワークの強化等） ・放課後等の子どもの居場所づくり（放課後児童クラブの充実等） ・体験・交流活動の機会の創出（公民連携等による体験活動の提供等） ・子どもの自立支援等（社会的養護自立支援拠点、親子交流に向けた支援等）
4.保護者が孤立しないように支援します 社会的孤立に陥ることのないよう、妊娠・出産期からの相談体制を充実 ・妊婦への支援（にんしん SOS 相談事業等） ・相談支援・カウンセリングの充実（保育所・認定こども園における地域貢献事業（スマイルサポーター）、私立幼稚園キンダーカウンセラー等） ・家庭訪問・地域における見守り（乳児家庭全戸訪問、コミュニティソーシャルワーカーによる支援、居場所との連携による支援制度の情報発信等）	5.安心して子育てできる環境を整備します 保育サービスや住居確保等により、安心して子育てができる環境を整備 ・子どもの預かり、保育体制の充実（ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、こども誰でも通園制度、病児保育事業等） ・保育にかかる経済的支援（実費徴収に伴う補足給付、多子世帯・ひとり親世帯の保育料等利用における負担軽減） ・生活相談支援等（利用者支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業等）	6.健康づくりを支援します 生活習慣の定着や食生活の見直し等の指導等により、健康づくりを支援 ・食育・食環境の整備（民間企業等との連携による食生活改善への取組、乳幼児健診時の栄養指導、保育所等における食育の取組促進） ・妊娠・出産期からの健康づくり支援（市町村こども家庭センターにおける相談支援、母子保健事業）
7.オール大阪での取組 子どもの貧困の背景には様々な社会的要因があることを踏まえ、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、行政だけでなく、学校、地域、民間支援機関、企業などが各ステージにおいて適切に支援 ・市町村と連携した取組（市町村のネットワーク構築、府子どもの貧困緊急対策事業費補助金、新子育て支援交付金） ・民間企業や府民等と連携した取組（子ども輝く未来基金、経済界との連携）		

VI 第三次計画の取組期間/VII 計画の推進について/VIII 指標

- 計画期間：令和7年度から令和11年度の5年間
- 計画の推進：庁内関係部局・室・課で構成する会議等を通じて関係部局が連携を図るとともに、市町村とも連携を図りながら総合的に推進。進行管理については、大阪府子ども家庭審議会へ進捗状況を報告し、その意見を踏まえて計画を効果的に推進
- 指 標：「こども大綱」の指標のうち、子どもの貧困に関し、府の数値が測定可能なものについては、子どもの貧困対策に関する指標として設定。また、府の数値は測定できなくても、子どもの貧困の解消に向けた取組の効果を検証する上で有用と思われる国の数値については、参考指標として設定。さらに、子どもの貧困の解消に向けた事業のうち、特に効果検証が必要な事業について、新たに指標を設定することを検討。